

## 鳥取県告示第 749 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字倉坂字奥山次一東平1145の1(次の図に示す部分に限る。)、1145の3、1145の4、1145の5・1145の13(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1145の14、1145の18、1145の19

### (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

### 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字倉坂字堂ノ前562の1、字塚ノ谷1032の1、1039の1、字ハフチ1043から1045まで、字カマラ谷1055、1056、字向畑1058の1、1060、1070、字浅谷1073、1074の1、1078、1083の1、1083の2、字今地谷1090の1、字奥山ノ内東秋葉1144の2、1144の3、1144の19・1144の20(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、1144の21、1144の22、1144の23(次の図に示す部分に限る。)、1144の25、1144の26、1144の27(次の図に示す部分に限る。)、1144の29、字奥山西平1173の36(次の図に示す部分に限る。)、1173の271から1173の285まで、1173の389、1173の421、字宮ノ谷1228、1235の1、1236の2、字深谷1241、1242の1、1243の1、1244、字滝ノ上1245の2、1247、1249の1、1249の2、字家ノ上1252の2、1255、1256、字清水平1266の1、1266の2、1270、1273、大字別宮字上芦谷東平ラ1121の1、1121の2、1122から1124まで、字上芦谷西平ラ1134、字横屋平ラ1145、字大江ブツ東平ラ1146、字大江ブツ西平ラ1166、1167

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字倉坂字堂ノ前562の1、字塚ノ谷1032の1、1039の1、字ハフチ1043から1045まで、字カマラ谷1055、1056、字向畑1058の1、1060、1070、字浅谷1073、1074の1、1083の2、字今地谷1090の1、字宮ノ谷1228、1235の1、1236の2、字深谷1241、1242の1、1243の1、1244、字滝ノ上1249の1、1249の2、字家ノ上1252の2、字清水平1266の1、1266の2、1270、1273、大字別宮字上芦谷東平ラ1121の1、1121の2、1122から1124まで、字上芦谷西平ラ1134、字横屋平ラ1145、字大江ブツ東平ラ1146、字大江ブツ西平ラ1166、1167

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、東伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）